平成２９年（フ）第３０５５号
東京都品川区南大井１丁目11―16
破産者　服部　慶子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１０６号
東京都板橋区蓮根３丁目13―17―302
破産者　佐藤　寛志
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１０７号
東京都板橋区蓮根３丁目13―17―302
破産者　佐藤美恵子こと　佐藤美惠子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１１０号
神奈川県横浜市神奈川区栄町２―10　アール・ケープラザ横浜Ⅲ　1004
破産者　宮内　裕美（旧姓青木）
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１１６号
東京都中野区新井３丁目１―４―205
破産者　藤木　賢人
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１１８号
埼玉県吉川市吉川団地１―２―206
破産者　桑原　和幸
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１６６号
東京都練馬区上石神井南町10―５―103
破産者　綿引　裕太
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１６９号
東京都豊島区長崎３丁目28―17―205
破産者　八百山　圭
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１９８号
東京都葛飾区東新小岩４丁目７―20―308
破産者　色川　裕之
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２０１号
東京都台東区池之端４丁目９―11―404
破産者　新榮　宏雅
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２７号
東京都江東区猿江１丁目２―８―304、開始決定時の住所東京都江東区森下５丁目５―７―403
破産者　石本　明敬
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２２９号
東京都墨田区八広６丁目50―12―202
破産者　石塚　　実
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３１号
東京都荒川区西尾久５丁目７―５―309
破産者　川口　道子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２３２号
東京都足立区西新井本町２丁目30―18―２―505
破産者　廣瀬　和美
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２９０号
東京都足立区堀之内２丁目12―15―201
破産者　新井　　豊
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３００号
東京都足立区六木４丁目４―５
破産者　村田　雅文
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３１１号
東京都世田谷区千歳台６丁目１―８―101
破産者　桐山　　徹
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５３号
札幌市白石区栄通20丁目５番23号
破産者　株式会社カスタム工業
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９８号
埼玉県春日部市下大増新田字東耕地206番地１
破産者　有限会社ライフクリエイティブ
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７３３号
千葉県松戸市六実６丁目11番地10
破産者　サン工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３４号
亡則常健二郎の最後の住所　千葉県松戸市五香西４―26―10　介護老人保健施設エスポワール松戸、亡則常健二郎最後の住民票上住所千葉県松戸市六実６丁目11番地の10
破産者　亡則常健二郎相続財産
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部